

定期報告制度の調査・検査内容の一部改正について

令和7年7月1日より、定期報告制度における国の告示が改正され、調査・検査の項目、方法及び結果の判定基準等が見直されます。これに伴い、大垣市建築基準法施行細則の一部改正を行い、調査・検査の取扱い等を変更します。

1. 告示・施行細則改正に伴う主な変更点

【定期調査・定期検査共通】

- ・「目視」により確認するとされていた調査・検査項目について、「目視又はこれに類する方法（赤外線装置、可視カメラ、センサー等）」により確認することが可能になります。

【特定建築物 定期調査】

- ・以下の調査項目については、改正後も引き続き定期調査で報告する内容になります。

- ・常時閉鎖式の防火扉（関連項目全て）
- ・換気設備（作動の状況、物品の放置の状況）
- ・排煙設備（作動の状況）
- ・可動式防煙壁（作動の状況）
- ・非常用の照明装置（作動の状況、物品の放置の状況）

- ・調査結果図の各階平面図において、防火区画の明示が求められます。

【防火設備 定期検査】

- ・危害防止装置の検査を要する防火設備について、「人の通行の用に供する部分」の防火設備に限ることが明確化されます。

【建築設備 定期検査】

- ・改正後も引き続き、報告対象外になります。

2. 報告書の提出時期について

以下の場合、改正前の基準で調査・検査を行い、旧様式で報告することができます。

- ・改正前（令和7年6月30日まで）に報告書を提出した場合
- ・改正前に調査・検査に着手し、令和7年7月1日以降に報告する場合

3. 報告書の様式について

大垣市ウェブサイト「定期報告制度について」に掲載予定です。

<https://www.city.ogaki.lg.jp/0000056174.html>

参考 国の告示改正について

国土交通省ウェブサイト「建築基準法に基づく定期報告制度について」をご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000039.html

【お問い合わせ先】

大垣市役所 都市計画部 建築指導課 建築指導グループ

TEL：0584-81-4111（内線：2684、2683、2682）